宅建業大臣免許 変更届の郵送による提出について

大阪府経由の大臣免許に係る宅建業の**変更届出書**の郵送による提出を希望する方に対して、郵送による申請の受付を行っています。

なお、窓口での提出も可能です。

* 大臣免許の**新規・更新・廃業**及び**知事免許から大臣免許への免許換え申請**の場合は、**窓口提出のみの対応**とさせていただきます。郵送による提出はできませんので、ご注意ください。

提出方法

郵送による提出を希望する方は、大臣免許変更届出書に必要な書類をそろえていただき、下記の①～③を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。

受付が終わりましたら、変更届出書第1面の写しに受付印を押印し、同封された封筒により、簡易書留で返送します。

1. 変更届出書の提出部数

正本1部、副本（正本の写し）1部、変更届出書第１面の写し1部

※郵送による提出の場合、副本２部のうち１部はお手元に保管していただき、受付印が押印された変更届出書第１面の写しが届きましたら、お手元の副本とともに保存してください。

1. 返信用の封筒

（基本料金＋簡易書留分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと）

1. 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ
* ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

大阪府　建築振興課宅建業免許申請受付窓口**２Ｆ**

（〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎内）

TEL:０６－６９４１－０３５１（内線：３０８５・３０８８）

　　　　０６－６２１０－９７３３

FAX:０６－６６１４－７５６２